

(仮称) 千代田区債権管理条例 (素案) に対するご意見と区の方針

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見の内容	区の方針
1	条例の制定趣旨	区内に住所を有する方	業務負担の軽減にも資する本条例は有意義であると考えます。	本条例の制定趣旨への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
2	債権放棄	区内に住所を有する方	時効完了を基に放棄するものと時効を待たずして放棄するものに差を設ける意図がわからない。一律に時効満了時点の放棄として処理した方が良いのではないか。	例えば個人や法人の破産など将来にわたり回収見込みのない債権を時効期間が満了するまで管理し続けることで、一定の経費や労力を費やすこととなります。こうした必要性の乏しいコストや業務を減らしていくことが、債権管理の合理性や効率性を図る本条例の制定趣旨に沿うものと考え、時効期間の満了を待たずして債権放棄できるように規定を設けました。
3	債権放棄	区内に住所を有する方	債権放棄の濫用が起きないように措置は必要である。	ご指摘のとおり、安易な債権放棄がされないよう留意する必要があると考えています。本条例が恣意的に運用されないよう、その解釈及び手続きについて、統一的な基準等を設ける予定でいます。
4	債権放棄	区内に住所を有する方	どの程度放棄しているのか等可能であれば明らかにした方が良いのではないか。	透明性・公平性を高めることを目的として、区民の財産である債権をどの程度放棄したのかを明らかにすることは重要であることだと考えています。

(仮称) 千代田区債権管理条例 (素案) に対するご意見と区の方考え方

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見の内容	区の方考え方
5	債権放棄	区内に住所を有する方	<p>回収が不能または、不相当と判断される債権の放棄に関して、以下の通り意見を申し上げます。</p> <p>回収が不能または、不相当と適切に判断される債権に対しては債権を放棄することで良いと考えます。これは実質回収不能な債権に対して不要な労力や金銭を発生させることが貴重なリソースの無駄遣いであると考えられます。</p> <p>ただし、回収が不能または不相当と判断されるまでに迅速かつ最大限回収することが必要だと考えます。また、回収が不能または不相当と適切に判断する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、回収が困難と判断するに至るまでに法令の規定に基づき必要な措置を講じ、債権管理に必要な手続きが適正に行われていることが前提であるものと考えています。また、本条例が恣意的に運用されないよう、その解釈及び手続きについて、統一的な基準等を設ける予定でいます。</p>